

今治松山国有林の地域別の森林計画書

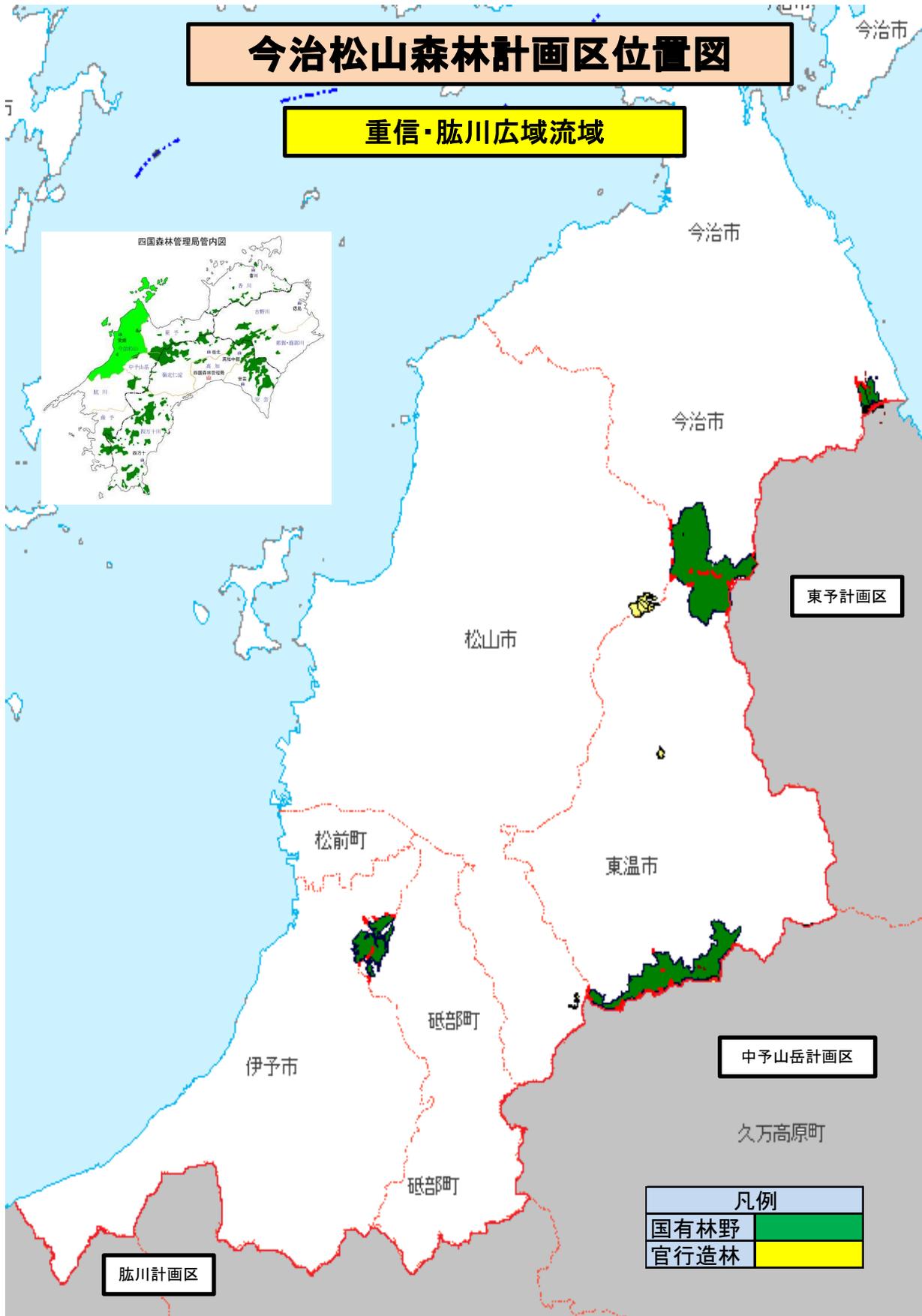
(今治松山森林計画区)

計画期間 自 平成 28年 4月 1日
至 平成 38年 3月 31日

四 国 森 林 管 理 局

今治松山森林計画区位置図

重信・肱川広域流域



肱川計画区

東予計画区

中予山岳計画区

凡例	
国有林野	■
官行造林	■

目 次

I 計画の大綱	1
1 森林計画区の概況	1
2 前計画の実行結果の概要及びその評価	1
3 計画樹立に当たっての基本的な考え方	2
(1) 森林整備及び保全の基本的な考え方	3
(2) 林道等及び治山施設の整備	3
(3) 流域管理システムの確立に資する事項	3
II 計画事項	5
第1 計画の対象とする森林の区域	5
第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	5
1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	5
(1) 森林の整備及び保全の目標	5
(2) 森林の整備及び保全の基本方針	6
(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	8
2 その他必要な事項	8
第3 森林の整備に関する事項	9
1 森林の立木竹の伐採に関する事項	9
(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	9
(2) 立木の標準伐期齢	11
(3) その他必要な事項	11
2 造林に関する事項	11
(1) 人工造林に関する事項	11
(2) 天然更新に関する事項	12
(3) その他必要な事項	13
3 間伐及び保育に関する事項	13
(1) 間伐の標準的な方法	13
(2) 保育の標準的な方法	13
(3) その他必要な事項	14
4 公益的機能別施業森林の整備に関する事項	14
(1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法	14
5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	15
(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	15
(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方	16
(3) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその	

搬出方法	16
(4) その他必要な事項	16
6 森林施業の合理化に関する事項	16
(1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	16
(2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	17
(3) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針	17
(4) その他必要な事項	17
第4 森林の保全に関する事項	17
1 森林の土地の保全に関する事項	17
(1) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	17
(2) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の 地区	18
(3) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林 及びその搬出方法	18
(4) その他必要な事項	18
2 保安施設に関する事項	18
(1) 保安林の整備に関する事項	18
(2) 保安施設地区に関する事項	19
(3) 治山事業に関する事項	19
(4) その他必要な事項	19
3 森林の保護等に関する事項	19
(1) 森林病虫害等の被害対策の方針	19
(2) 鳥獣による森林被害対策の方針	19
(3) 林野火災の予防の方針	19
(4) その他必要な事項	20
第5 計分量等	20
1 伐採立木材積	20
2 間伐面積	20
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	20
4 林道の開設又は拡張に関する計画	21
5 保安林整備及び治山事業に関する計画	22
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	22
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	22
(3) 実施すべき治山事業の数量	22
第6 その他必要な事項	23
1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	23
2 その他必要な事項	23
別表1 公益的機能別施業森林の区域及び施業方法	24

I 計画の大綱

国有林の地域別の森林計画は、森林法第7条の2に基づき、森林管理局長が国有林について民有林の地域森林計画に準じて立てる森林計画である。

本森林計画は、今治松山森林計画区に位置する国有林の計画を、「全国森林計画」に即して、平成28年4月から平成38年3月の10カ年を計画期間として樹立したものである。

1 森林計画区の概況

本計画区は、全国森林計画の重信・肱川広域流域に属し、東は東予森林計画区の西条市、南は肱川森林計画区の喜多郡、中予山岳森林計画区の上浮穴郡に接している。

愛媛県北部の松山市、今治市、伊予市、東温市の4市と上島町、松前町、砥部町の3町を包括し、その区域面積は140,717haで愛媛県全面積の25%を占め、そのうち森林面積は77,048haである。

人口は、愛媛県の総人口の半数以上に当たる約817千人（平成22年度国勢調査）で、平成17年度調査時点と比較すると約8千人減少している。

本計画区の国有林は、主に高縄山地と皿ヶ峰連峰の2団地にまとまって分布しており、その面積は2,616haで、人工林が1,679ha、天然林が914ha、無立木地等が24haとなっている。

人工林面積を樹種別にみると、スギ26%、ヒノキ47%、その他27%の割合になっている。

人工林の齢級配置は、8齢級以上が全体の7割を占めており、地球温暖化防止に向けた森林吸収源対策や森林資源の循環利用の推進等の観点から、適切な間伐を行いつつ、小面積皆伐や複層伐などの主伐及びその後の再造林による齢級の平準化に向けた取組が必要となっている。

このほか、国有林の大部分を保安林に指定するとともに、自然豊かで景観に優れた大谷池周辺は、レクリエーションの森「大谷池風景林」に指定するなど、国土保全、水源の涵養、自然環境の維持及び形成、国民の保健及び休養の場の提供等、公益的機能の発揮にも努めている。

2 前計画の実行結果の概要及びその評価

伐採立木材積については、主伐は分収林の契約延長等により一部伐採を見合わせたことなどから、また、間伐は主に搬出間伐を実施しているが、路網等の整備状況や林分状況により、一部伐採を見合わせたことなどから計画量を下回った。

造林面積については、主伐の実行減に伴い期間内に植栽を行う箇所が少なかったことから、計画量を下回った。

林道等の開設又は拡張に関しては、林道の拡張について優先的に取り組み、伐採や造林等の事業実施を踏まえより優先度の高いものから実行した。

治山事業については、緊急度の高い箇所から実行した。

項目	計画	実行	実行歩合 (%)
伐採立木材積	57,200m ³	21,934m ³	38
主伐	18,400m ³	848m ³	5
間伐	38,800m ³	20,086m ³	54
造林面積	83ha	12ha	14
人工造林	59ha	8ha	14
天然更新	24ha	4ha	17
林道等の開設又は拡張	開設： 2.5km 拡張： 6箇所	開設： 0km 拡張： 4箇所	- 67
林道	開設： 2.5km 拡張： 6箇所	開設： 0km 拡張： 4箇所	- 67
林業専用道	開設： - km 拡張： - 箇所	開設： - km 拡張： - 箇所	- -
その他	開設： - km 拡張： - 箇所	開設： - km 拡張： - 箇所	- -
治山事業	7箇所	3箇所	43

注：1 計画欄は前半5ヶ年に相当する数値である。

2 実行欄は、平成23～26年度の実績と平成27年10月末の実績の計である。

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

森林の有する多面的な機能の高度発揮に対する社会的要請に応えるため、重視すべき機能に応じた適切な森林の整備及び保全に努めるとともに、民有林と国有林が一体となって流域を単位として森林を整備及び保全する、流域管理システムの確立を目指して、次の事項を推進することとする。

(1) 森林の整備及び保全の基本的な考え方

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、重視すべき機能に応じた適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進するとともに、その状況を的確に把握するための森林資源モニタリングの適切な実施や森林GIS^{*3}の効果的な活用を図ることとする。

具体的には、森林の諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の実施、林道等の路網の整備、保安林制度の適切な運用、山地災害の防止、森林病虫害や野生鳥獣害の被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進する。

(2) 林道等及び治山施設の整備

ア 適切な森林施業を実施するための基盤である林道等については、計画的かつ効率的な整備を図ることとして、林道等開設量、拡張量を計画量として定める。

イ 地域の安全・安心の確保、水源の涵養及び生活環境の保全を図るため、治山施設の着実な整備に努めることとして、治山事業量を計画量として定める。

(3) 流域管理システムの確立に資する事項

民有林、国有林一体となった「流域管理システム」を推進し、これを機能させていくため、今治・松山流域森林林業活性化センター等を通じて、森林整備や林業生産性の向上をはじめ、流域林業の活性化に積極的に取り組むこととする。

具体的な取組としては、

ア 林業生産サイド・木材業界、民有林・国有林が一体となり、需給バランスを考慮した計画的持続的な林産物の供給、森林の総合的な利用の促進、森林施業の共同化等地域関連産業の振興及び社会の発展に努める。

イ 林道等の計画に当たっては、民有林林道等との調整を図り、合理的な路線配置等を計画するとともに流域をネットする生活道路としての機能の発揮に留意する。

また、作業道等を作設し、林道等と有機的に組み合わせることによって、林業コストの低減に努める。

ウ 請負事業等の計画的発注を通じ、就労条件の改善への配慮、指導等により事業体の体質強化に努める。

*3 森林GIS：GISとはGeographic Information System（地理情報システム）の略。地図や空中写真等の森林の位置や形状に関する図面情報と、林種や林齢等の文字・数値情報を、コンピューター上で総合的に管理、分析、処理するシステム。

- エ 森林施業技術や林業の機械化等について、民有林との連携・交流を図る。
- オ 公告縦覧制度を適切に実施するとともに、伐採予定等に関する情報の提供・充実に努める。

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

市町別面積

単位 面積：ha

区 分	面 積	管轄森林管理署等
総 数	2,615.85 (105.83)	
市 町 詛	松山市	93.01 (93.01) 愛媛森林管理署
	今治市	964.83 //
	伊予市	121.22 //
	東温市	1,252.60 (12.82) //
	砥部町	184.19 //

- (注) 1 国有林の地域別の森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の国有林とする。
- 2 森林計画図の縦覧場所は、四国森林管理局計画課及び愛媛森林管理署とする。
- 3 () は、官行造林で内書とする。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の目標を次のとおり定める。

ア 水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

イ 山地災害防止機能／土壌保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

ウ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

エ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林

オ 文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林

カ 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にま

たがり特有の生物が生育・生息する溪畔林

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針を次のとおり定める。

ア 水源涵養機能

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺の存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。

具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、立地条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

ダム等の利水施設上流部において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。

イ 山地災害防止機能／土壌保全機能

山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼす恐れがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。

具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、立地条件や国民等のニーズに応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。

ウ 快適環境形成機能

国民の日常生活に密接なかかわりを持つ里山等であって、騒音や粉じん等の影響を緩和する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。

具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。

快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等

に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。

エ 保健・レクリエーション機能

観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、国民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。

具体的には、国民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や国民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。

また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

オ 文化機能

史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。

具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。

また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

カ 生物多様性保全機能

すべての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方にに基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランスよく配置されていることを目指すこととする。

とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。

キ 木材等生産機能

樹木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進する。

具体的には 木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

なお、森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の

種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではないこと、及び、これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては二酸化炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地性のない機能であることに留意する必要がある。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

単位 面積：ha 蓄積：m³/ha

区 分		現 況	計画期末
面積	育成単層林	1,608	1,551
	育成複層林	148	148
	天然生林	780	780
森林蓄積		248	297

○計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態

(注) 1 育成単層林、育成複層林及び天然生林において実施される施業の内容については、以下のとおり。

- (1) 育成単層林においては、森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為^{*4}により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業（育成単層林施業）
- (2) 育成複層林においては、森林を構成する林木を択伐^{*5}等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層^{*6}を構成する森林（施業の関係上一時的に単層林となる森林を含む）として成立させ維持する施業（育成複層林施業）
- (3) 天然生林においては、主として天然力を活用することにより成立させ維持する施業（天然生林施業）。この施業には、国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のための禁伐等を含む。

2 現況に対する計画期末の合計面積（育成単層林＋育成複層林＋天然生林）の減は、官行造林地の返地などによるものである。

2 その他必要な事項

該当なし

*4 人為：植栽、更新補助（天然下種更新のための地表かきおこし、刈払い等）、芽かき、下刈、除伐、間伐等の保育等の作業を総称したもの。

*5 択伐：「択伐」とは、森林内の成熟木を数年から数十年ごとに計画的に繰り返し伐採（抜き伐り）すること。

*6 複数の樹冠層：樹齢や樹種の違いから林木の高さが異なることにより生じるもの。

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

森林施業を実施するに当たっては、第2の1に定める森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項によるほか、次に掲げる基準によることとする。

ア 育成単層林施業

育成単層林施業の実施に当たっては、気候、地形、土壌等自然的条件、林業技術体系等からみて、人工造林又はぼう芽更新により高い林地生産力が期待される森林及び森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当な森林について、以下の事項に留意して実施することとする。

(ア) 主伐に当たっては、自然的条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、1箇所当たりの伐採面積の規模、伐採箇所の分散に配慮することとする。

また、林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。

(イ) 主伐の時期については、多様な木材需要に対応できるよう、地域の森林構成等を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮し、木材等資源の効率的な利用を考慮して多様化、長期化を図ることとし、多様な木材需要に対応した林齢で伐採することとする。

イ 育成複層林施業

育成複層林施業の実施に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意して実施することとする。

(ア) 主伐に当たっては、複層状態の森林に確実に誘導する観点から、自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととする。

(イ) 択伐による場合は、森林の諸機能の維持増進が図られるような適正な林分構造に誘導するよう適切な伐採率、繰り返し期間によることとする。

(ウ) 天然更新を前提とする場合には、種子の結実状況、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、配置等に配慮することとする。

ウ 天然生林施業

天然生林施業の実施に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することによりの確な更新及び森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意の上実施することとする。

(ア) 主伐については、イの(ア)によることとする。

(イ) 国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のために禁伐その他の施業

を行う必要のある森林については、その目的に応じた適切な施業を行うこととする。

エ 保安林等

保安林及び保安林施設地区内の森林並びに森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第10条に規定されている森林については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うとともに、森林の諸機能の維持増進が図られる施業方法によることとする。

オ 主伐の時期

皆伐を行う人工林の主伐の時期は、次のとおりとする。

単位 径級：cm、主伐時期：年

地区	樹種	単層林施業			主伐の時期
		生産目標	仕立方法	期待径級	
全域	スギ	一般材	中仕立	22	45
	ヒノキ	一般材	中仕立	18	50
	クヌギ	シイタケ原木	中仕立	10	15

(注) 期待径級は、胸高直径とした。

カ 伐採に関する留意事項

(ア) 皆伐を行う森林

1箇所当たりの伐採面積は、制限林のうち保安林及び自然公園第3種特別地域にあつては、おおむね5ha以下（ただし、一伐採箇所の面積の限度が5ha以下で指定されている保安林等にあつては、その制限の範囲。）とし、その他の制限林にあつては、その制限の範囲内とする。

制限林以外にあつても、水源涵養機能、山地災害防止機能／土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能を有する森林にあつては同様とする。

契約に基づく分収林及び官行造林においては、おおむね20ha以下とし、立地条件、公益的機能の要請等を総合的に勘案して定めることとする。

伐採箇所は努めて分散させるとともに、新生林分の保護、公益的機能の確保のため、尾根、斜面中腹等を主体として、必要な箇所に保護樹帯を設置することとし、保護樹帯の効果を適切に発揮させるため、多様な樹種からなるように努める。

なお、新植を予定する林分に、利用径級に達しない有用樹種であつて、形質の優れているものが生育している場合は、努めて保残することとする。

更新をしても期待する成長を達成することが困難な箇所、風衝地、岩石地、急傾斜地等については、保残することとする。

(イ) 天然更新を行う森林

伐採跡地において天然更新を行う森林は、有用天然木を主とする森林であつて、天然下種による更新が確実な林分とする。

伐区の面積は（ア）に準ずるが、特に確実な更新を確保するため、伐採区域の形状、母樹の保残等について配慮する。また、将来旺盛な成長が期待できる中小径木については、努めて保残し育成する。

伐採を行うに当たっては、天然稚樹の発生状況、種子の結実状況等を勘案し適正な時期を選定する。

（ウ）択伐を行う森林

伐採に当たっては、目的に応じた適正な林相、林齢からなる林型に誘導することを目標とし、伐採率は40%を上限とする。

（2）立木の標準伐期齢

樹種ごとに平均成長量が最大となる林齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢、森林の構成、市町村森林整備計画の標準伐期齢を勘案して、本計画においては次のように定める。

地 区	標 準 伐 期 齢					
	ス ギ	ヒノキ	マ ツ	その他針	クヌギ	その他広
計画区全域	35年	40年	30年	40年	10年	20年

（3）その他必要な事項

該当なし

2 造林に関する事項

（1）人工造林に関する事項

ア 人工造林の対象樹種

人工造林における造林すべき樹種は、土壌、地形等の自然条件を把握した上で、適地適木を原則とし、郷土樹種や広葉樹も考慮に入れて、既往の造林実績及び林産物の需要動向を勘案して最も適合した樹種を選定することとし、スギ、ヒノキ及びクヌギ等を主体とする。

イ 人工造林の標準的な方法

（ア）人工造林の植栽本数

a 育成単層林のヘクタール当たりの植栽本数は、既往の施業体系を勘案して次を目安とし、地位、地利等の立地条件、森林整備の目標及び植栽する樹種の特性等を総合的に勘案して決定する。

なお、保安林等法令により規制されている林分については、当該法令の規制による。

単位：本

樹 種	植栽本数
ス ギ	3,000
ヒノキ	3,000
クヌギ	2,500～3,500

b 育成複層林のヘクタール当たりの植栽本数は、1,500～3,000本を目安として、上木の状況等現地の実態により調整する。

(イ) その他人工造林の標準的な方法

地ごしらえは、気候その他立地条件等を勘案して、全刈り地ごしらえ、筋刈り地ごしらえ、枝条存置地ごしらえ等を適切に行うこととする。

植栽方法は、原則として方形植えにより、2月～4月の間に植栽することとする。

なお、新たな植栽技術による場合は、この限りではない。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間

公益的機能の維持や早期回復を図るため、人工造林によるものについては、原則として2年以内とする。

(2) 天然更新に関する事項

ア 天然更新の対象樹種（補助作業）

天然更新補助作業において育成する樹種は、既往の天然有用樹種を勘案し、スギ、ヒノキ、アカマツ、ケヤキ、ミズメ、シイ、カシ等とする。

イ 天然更新の標準的な方法（補助作業）

(ア) スギ、ケヤキ等

スギ、ヒノキ、ケヤキ、ミズメ等の天然木については、伐採に当たって、天然更新による成林が確実となるよう、母樹及び中小径木を適切に保残するとともに、稚樹の発生、生育を促す地表処理、刈出し等の天然更新補助作業を行うこととする。

また、稚樹が少ない場合には、植込み、播種等により更新を図ることとする。

(イ) アカマツ

アカマツは原則として天然更新によることとし、アカマツの生態的適地でかつアカマツが現存し、植生状態等の立地条件から天然更新による成林が可能な箇所を選定し、伐採後、地表処理、刈出し等の天然更新補助作業を行うこととする。

(ウ) シイ、カシ等

シイ、カシ、コナラ等ぼう芽力の旺盛な広葉樹については、除伐等の天然更新補助作業を行うこととする。

(エ) 天然更新の確認調査

更新状況の確認調査は、搬出完了から3年以内に行うこととし、更新完了の目安（「天然林施業における更新完了の取扱い等について」（昭和61年5月7日付け61-49））に達しない林分については、更に3年以内に再調査を行い、2回目の確認調査においても更新完了に至らない林分については、植栽等により確実な更新を図ることとする。

(3) その他必要な事項

多様な森林を造成するため、人工造林を計画した箇所においても、天然更新を積極的に指向することとする。

3 間伐及び保育に関する事項

(1) 間伐の標準的な方法

人工造林を実施した森林においては以下を基本とし、発揮すべき機能に応じて適切に実施することとする。

樹種	生産目標	間伐の時期 (年)		間伐の方法
		初回	2回目	
スギ	一般材 主伐の時期 45年	25 (30)	35 (40)	間伐の方法は点状間伐又は列状間伐とする。 1回に実施する間伐率は、 Ry^{*7} を0.10~0.25下げることを目安に本数間伐率50%程度までの範囲で選木を行う。 ただし、制限林にあつては指定された施業要件の範囲内とする。
ヒノキ	一般材 主伐の時期 50年	30	40	

(注) 1 この標準表は、植栽本数を3,000本とした場合の間伐時期の目安を示したものであり、林分状況等に応じて間伐を行うこととする。

2 スギの一般材を生産の目標とする林分において、ヒノキが混在し、かつ、林分状況等により必要と考えられる場合は、()の時期を目安として間伐を行うことができることとする。

3 列状間伐は、積極的に採用することとする。

(2) 保育の標準的な方法

人工造林を実施した森林においては次のとおりとする。

保育の種類	樹種	実施林齢 (年)												備考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	~	15	
下刈 つる切	スギ	○	○	○	○	○								
	ヒノキ						○		○					
除伐											○		○	

(注) この標準表は、一般的な目安を示したものであり、実施に当たっては画一性を排除し、可能な限り省力化を図ることとする。

*7 Ry : 収量比数。森林の密度の相対値を示す収量の指標で、ある樹高における最大の材積を1としたときの現実の材積の割合を示したもの。

- (3) その他必要な事項
該当なし

4 公益的機能別施業森林の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法

ア 公益的機能別施業森林の区域

- (ア) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

別表1のとおり定める。

- (イ) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

- a 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

別表1のとおり定める。

- b 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

別表1のとおり定める。

- c 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

別表1のとおり定める。

イ 公益的機能別施業森林区域内における施業の方法

- (ア) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

良質な水の安定供給を確保する観点から、森林の健全性を確保するための適切な除・間伐とともに、高齢級の森林への誘導や伐期の間隔の拡大(長伐期施業、伐期の延長)、森林の面的広がりやモザイク的配置を考慮した伐採、1箇所あたりの伐採面積の縮小を基本とする森林施業を推進することとする。

立地条件や機能の維持増進のため必要かつ適切と見込まれる場合は、針葉樹単層林の伐期の長期化や天然力等を活用した針広混交林化、人為と天然力とを組み合わせた複層林化(長伐期施業、択伐による複層林施業、複層林施業(択伐によるものを除く))を推進することとする。

- (イ) 土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

- a 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図りつつ、立地条件や国民等のニーズに応じ、針葉樹単層林の伐期の長期化（長伐期施業）や天然力等を活用した針広混交林化、人為と天然力とを組み合わせた複層林化（択伐による複層林施業、複層林施業（択伐によるものを除く））を図ることとする。

b 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進するため、立地条件や国民等のニーズに応じ、天然力等を活用した針広混交林化、人為と天然力とを組み合わせた複層林化（択伐による複層林施業、複層林施業（択伐によるものを除く））を図ることとする。

c 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

国民に憩いと学びの場を提供する観点から、森林とのふれあいやボランティア団体等が行う自発的な森林づくり活動の場として利用される森林については、景観の向上に配慮した天然生林施業、郷土樹種を主体とする花木や広葉樹との混交も考慮に入れた複層林施業（択伐による複層林施業、複層林施業（択伐によるものを除く））、人工林の有する美的景観を維持及び林業生産活動のモデルとするための育成単層林施業（長伐期施業）の推進等に努めるほか、森林レクリエーション施設と一体となった快適な森林空間を創出する。

また、自然環境の保全を最も重視すべき森林については、天然力の活用を基本とした天然生林施業を推進することとし、必要に応じて、野生生物の生息地の減少及び分断を防ぐため、広域的な観点から森林の連続性に配慮した回廊状の森林の確保を図ることとする。

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網の開設については、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出を伴う間伐の実施や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものとする。

また、林道の開設に当たっては、森林の利用形態や地形・地質等に応じ林業専用道を導入するなど、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとする。

○基幹路網の現状

単位 延長：km

区分	路線数	延長
基幹路網	6	37.8
うち林業専用道	0	0.0

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの考え方は以下のとおり。

区分	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地 (0° ~15°)	車両系作業システム ^{*8}	100m/ha以上	35m/ha以上
中傾斜地 (15° ~30°)	車両系作業システム	75m/ha以上	25m/ha以上
	架線系作業システム ^{*9}	25m/ha以上	
急傾斜地 (30° ~35°)	車両系作業システム	60m/ha以上	15m/ha以上
	架線系作業システム	15m/ha以上	
急峻地 (35° ~)	架線系作業システム	5m/ha以上	5m/ha以上

(3) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

該当なし

(4) その他必要な事項

民有林と国有林の林道を効率よく結ぶ方法等を導入し、県、関係市町村と連携及び調整を行うこととする。

6 森林施業の合理化に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

素材生産事業体等の林業事業体は、経営基盤の弱体な小規模零細な事業体が多く、また、林業労働者の減少・高齢化が進んでいる状況にあることから、一般林政施策との連携の下に、計画的な事業の発注等により林業事業体の経営の

*8 車両系作業システム：林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

*9 架線系作業システム：林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤーダー等を活用する。

安定化を図るなど育成強化策の一層の充実に努める。

(2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

林業経営コストの増嵩、労働災害の防止、林業就労者の減少等の状況に対処するため、生産コストの低減、労働環境の改善等を大幅に促進する林業の機械化が急務となっている。

このため、傾斜等自然的条件、路網の整備状況、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、間伐の実施や複層林への誘導に必要な非皆伐施業にも対応した高性能林業機械を核とする作業システムの導入と普及及び定着を目的として、機械の共同利用システム事業の共同化等による事業規模の確保、現地の作業条件に応じた作業システムを効率的に展開できる技術者の養成等総合的な取組を支援する。

(3) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針

国産材の需要拡大を図っていくためには、民有林、国有林が一体となって、流通・加工コストの低減、産地銘柄化及び安定供給体制の整備を図ることが急務となっている。国有林については、今後、間伐に加え、主伐の増加に伴う収穫量の増大が見込まれることから、樹材種の変化を踏まえつつ、計画的な木材の供給を通じて、これらを支援することとする。

(4) その他必要な事項

該当なし

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質の変更に当たっては、調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立って森林の適正な保全と利用との調和を図ることとする。なお、土地の形質の変更を行う場合は、下記に留意することとする。

ア 土石の切取・盛土等土地の形質の変更に当たっては、地形、地質等の条件、行うべき施業の内容等に留意してその実施地区の選定を行うこととする。

イ 土石の切取・盛土を行う場合には、法勾配の安定を図り、必要に応じて法面保護のための緑化工、土留工等の施設の設置及び水の適切な処理のための排水施設を設けることとする。

ウ その他の土地の形質の変更の場合には、土砂の流出、崩壊、水害等の災害の発生をもたらす、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を及ぼすことのないよう、その態様等に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設、貯水池等の設置及び環境の保全等のための森林の適正な配置等、適切な措置を講ずることとする。

(2) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

森林の所在		面積	留意すべき事項	備考
市町	地区(林班)			
松山市	(松)1,3、(湯)1~4	(93.01) 93.01	林地の適切な管理並びに適切な施業の実施により林地の保全を図るほか、土石・樹根の採掘、開墾、その他土地の形質の変更に当たっては十分留意することとする。 なお、保安林については上記に留意するほか、各保安林の指定施業要件に基づいて行うこととする。	本計画書の第6の1に掲げる保安林及び別表1の2の①に掲げる森林
今治市	1049~1054、1057内	855.24		
伊予市	34内	21.88		
東温市	22、23~27内、28~29、30~31内、88~90、(東)3	(12.82) 1,247.33		
砥部町	33内、35内	114.99		

注1 地区欄には、当該地区の属する林班名を記載する。

2 留意すべき事項欄には、水源涵養、土砂流出防止等について特に留意すべき事項を記載する。

3 備考欄には、保安林、施業を特定する必要がある林分等の場合には、その種類を記載する。

4 地区欄の()は官行造林の契約相手の略称を示す。

5 面積欄の()は、官行造林で内書とする

(3) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法
該当なし

(4) その他必要な事項
該当なし

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する事項

保安林については、第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、流域における森林に関する自然的条件、社会的要請及び保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため保安林として指定する必要がある森林について、水源涵養保安林、土砂流出防備保安林、保健保安林等の指定に重点を置いて保安林の配備を計画的に推進するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を確保することとする。

(2) 保安施設地区に関する事項

該当なし

(3) 治山事業に関する事項

治山事業については、国民の安全・安心の確保を図る観点から、第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽及び本数調整伐等の保安林の整備並びに溪間工、山腹工等の治山施設の整備を、流域特性等に応じた形で計画的に推進することとする。

その中で、流域保全の観点からの関係機関が連携した取組や地域における避難体制の整備などのソフト対策との連携を通じ、山地災害の減災に向け効果的な治山対策を講ずる。その際、コストと品質の両面を重視する取組を進め、コスト縮減に努めるとともに、現地の実情を踏まえ、間伐材等木材の利用促進を図り、必要に応じて、在来種による緑化や治山施設への魚道の設置など生物多様性の保全に努める。

(4) その他必要な事項

保安林の適正な管理を確保するため、地域住民、地方公共団体等の協力・参加が得られるよう努めるとともに、保安林台帳の調整等及び標識の設置等を適正に行うこととする。

3 森林の保護等に関する事項

レクリエーションの森など特に利用者が多く、山火事等のおそれのある箇所については、森林保護並びに山火事防止を呼び掛ける標識を設置するとともに、巡視を強化し被害の未然防止に努める。

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

松くい虫、スギカミキリ等をはじめとする病虫害の早期発見に努め、早期防除、他の樹種への転換を図る。

(2) 鳥獣による森林被害対策の方針

ニホンジカの生息数の増加に伴う森林被害を防止するため、防護柵の設置や食害防止チューブ等による植栽木の保護、囲いワナ等による頭数調整を図るとともに、天然立木についても被害防護措置を検討するなど、関係行政機関等と連携した適切な被害防止対策を実施する。

(3) 林野火災の予防の方針

林野火災等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、

森林巡視、山火事警防等を実施するとともに、防火線、防火樹帯等の整備を推進することとする。

(4) その他必要な事項

ア レクリエーションの森等の管理

レクリエーションの森等の管理に当たっては、利用実態に即した施業の実施、利用者への安全確保等に配慮する。

イ 技術の開発及び普及

針広混交林など多様な森林づくり等に対応するため、森林・林業分野の技術開発を推進するとともに、成果の普及・定着に努める。

ウ 森林環境教育等の充実

教育・環境・地域振興等の分野と連携し、森林環境教育の推進を図るとともに、森林環境教育活動の充実のため、普及啓発、情報提供、技術指導等を推進する。

第5 計画量等

1 伐採立木材積

単位 材積：千 m^3

区分	総 数			主 伐			間 伐		
	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹
総計	(21.5)	(21.5)	(-)	(19.4)	(19.4)	(-)	(2.1)	(2.1)	(-)
	129.6	127.8	1.8	44.5	42.7	1.8	85.1	85.1	-
[前半5カ年分]									
	(14.9)	(14.9)	(-)	(12.8)	(12.8)	(-)	(2.1)	(2.1)	(-)
	66.1	65.3	0.8	24.2	23.4	0.8	41.0	41.0	-

(注) () は、官行造林で内書とする

2 間伐面積

単位 面積：ha

区 分	間 伐
総 数	1,074
前半5カ年分	518

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積：ha

区 分	人 工 造 林	天 然 更 新
総 数	73	49
前半5カ年分	34	26

4 林道の開設又は拡張に関する計画

単位 延長：km、面積：ha、材積：千m³

開設 拡張 別	種類	区分	位置 (市)	路線名	延長 及び 箇所数	利用 区域 面積	前半 5カ 年分	対図	備考
開設	自動車道		今治市	木地奥	0.50 1	1,074	0.50 1	②	基幹
			小計		0.50 1	1,074	0.50 1		
			東温市	上ヶ成山	2.50 1	165	1.50 1	①	その他
			小計		2.50 1	165	1.50 1		
開設計					3.00 2	1,239	2.0 2		
拡張	(路盤工外)		今治市	木地奥	0.80 1		0.40 1		基幹
	(路盤工外)		今治市	木地奥51線	0.40 1		0.20 1		その他
	小計		1.20 2		0.60 2				
	(路盤工外)		東温市	梅ヶ谷	0.60 1		0.30 1		その他
	(路盤工外)			根無山	0.60 1		0.30 1		その他
	(路盤工外)			上林重信線	0.40 1		0.20 1		その他
	(路盤工外)			荒谷山	0.40 1		0.20 1		その他
	(路盤工外)			上ヶ成山	0.20 1		0.10 1		その他
	小計			2.20 5		1.10 5			
	拡張計					3.40 7		1.70 7	

5 保安林整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保安林の種類	面積		備考
		前半5カ年の計画面積	
総数（実面積）	2,313	2,313	
水源涵養のための保安林	1,793	1,793	
災害防備のための保安林	520	520	
保健、風致の保存等のための保安林	0	0	

(注) 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源涵養のための保安林等の内訳の合計に一致しないことがある。

② 計画期間内において、保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等
該当なし

③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積
該当なし

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等
該当なし

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位：地区

森林の所在		治山事業施行地区数		主な工種	備考
市町	区域		前半5カ年の計画		
今治市	1049～1051、 1053、1054	2	2	溪間工、本数調整伐	
東温市	22、23、26～29、31	2	2	溪間工、山腹工、 本数調整伐	
砥部町	33	1		本数調整伐	
合計		5	4		

(注) 事業は、林班の一部で実施するものである。

第6 その他必要な事項

1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

単位 面積：ha

種類	森林の所在		面積	施業方法	
	市町	区域		伐採方法	その他
水源かん養 保安林	松山市	(松)1、3	(8.25) 8.25	皆伐とする。 1 伐採箇所の面積は5 ha 以下とする。 ただし、皆伐以外の伐採 種が指定されている場合は 指定施業要件による。	
	今治市	1049内、1050内、1 051内、1052内、10 53内、1054内	834.76		
	伊予市	34内	21.85		
	東温市	22、23内、24内、25、 26内、27内、28、29、 30内、31内	813.30		
	砥部町	33内、35内	114.48		
計			(8.25) 1,792.64		
土砂流出防 備保安林	松山市	(湯)1～4	(84.76) 84.76	皆伐（択伐）とする。 1 伐採箇所の面積は5 ha 以下とする。 ただし、皆伐以外の伐採 種が指定されている場合は 指定施業要件による。	
	今治市	1057内	4.48		
	東温市	88～90、(東)3	(12.82) 430.28		
	砥部町	33内	0.49		
計			(97.58) 520.01		
県立自然公 園第2種特 別地域	今治市	1049内、1050内、 1051内、1052内	23.15	択伐とする。 ただし、風致に支障がな い場合に限り、1 伐区的面 積を2 ha以内の皆伐による こととする。	
	東温市	22内、24内、25内、 26内、27内、28内、 29内、30内、31内	70.85		
計			94.00		

(注) 1 林班全域については林班番号を、一部については林班番号の後に内を示す。

2 区域欄の()は、官行造林の契約相手の略称を示す。

3 面積欄の()は、官行造林で内書とする。

2 その他必要な事項

該当なし

別表1 公益的機能別施業森林の区域及び施業方法

1 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

区分		森林の区域		面積	施業方法
		国有林野	官行造林		
総数				(105.83) 2,615.85	
市 町 別 内 訳	松山市		(松)1、3、(湯)1 ~4	(93.01) 93.01	伐期の延長、 長伐期施業、
	今治市	1049~1054、1057~1058		964.83	
	伊予市	34		121.22	
	東温市	22~31、88~90	(東)3	1,252.60	
	砥部町	33、35		184.19	

- (注) 1 林班全域については林班番号を、一部については林班番号の後に内を示す。
 2 官行造林欄の()は、契約相手の略称を示す。
 3 面積欄の()は、官行造林で内書とする。

3 土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

① 森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全機能の維持増進を図る森林

単位 面積：ha

区分		森林の区域		面積	施業方法
		国有林野	官行造林		
総数				(105.83) 1,709.60	
市 別 内 訳	松山市		(松)1、3、(湯)1 ~4	(93.01) 93.01	伐期の延長、 長伐期施業、
	今治市	1049~1054、1057内		855.24	
	伊予市	34内		0.25	
	東温市	28~31、88~90	(東)3	(12.82) 761.10	

- (注) 1 林班全域については林班番号を、一部については林班番号の後に内を示す。
 2 官行造林欄の()は、契約相手の略称を示す。
 4 面積欄の()は、官行造林で内書とする。

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林
該当なし

③ 保健機能の維持増進を図る森林

単位 面積：ha

区 分		森林の区域		面積	施業方法
		国有林野	官行造林		
総 数				(84.76) 1,325.21	
市 町 別 内 訳	松山市		(湯)1~4	(84.76) 84.76	伐期の延長、 長伐期施業、
	今治市	1049~1052内、1057~1058		137.22	複層林施業
	伊予市	34内		120.97	(択伐)、
	東温市	22内、23~31		798.07	複層林施業
	砥部町	33、35		184.19	(択伐以外)

(注) 1 林班全域については林班番号を、一部については林班番号の後に内を示す。

2 官行造林欄の()は、契約相手の略称を示す。

3 面積欄の()は、官行造林で内書とする。

(附) 参 考 资 料

目 次

1	森林計画区の概要	1
(1)	市町村別土地面積及び森林面積	1
(2)	地況	1
(3)	土地利用の現況	2
(4)	産業別生産額	3
(5)	産業別就業者数	3
2	森林の現況	4
(1)	齢級別森林資源表	4
(2)	制限林普通林森林資源表	9
(3)	市町村別森林資源表	10
(4)	制限林の種類別面積	13
(5)	樹種別材積表	15
(6)	荒廃地等の面積	15
(7)	森林の被害	15
3	林業の動向	16
(1)	森林組合及び生産森林組合の現況	16
(2)	林業事業体等の現況	19
(3)	林業労働力の概況	19
(4)	林業機械の概況	20
4	前期計画の実行状況	20
(1)	伐採立木材積	20
(2)	人工造林・天然更新別面積	20
(3)	育成複層林施業導入面積	20
(4)	林道の開設又は拡張の数量	21
(5)	保安施設の数量	21
5	林地の異動状況（森林計画の対象森林）	22
(1)	森林より森林以外への異動	22
(2)	森林以外より森林への異動	22
6	森林資源の推移	23
(1)	分期別伐採立木材積等	23
(2)	分期別期首資源表	24

1 森林計画区の概要

(1) 市町村別土地面積及び森林面積

単位 面積：h a 比率：%

区 分	区域面積 ①	森 林 面 積			森林比率 ②/①×100	
		総 数 ②	国 有 林	民 有 林		
総 数	140,662	77,421	2,616	74,805	55	
内 訳	今治市	41,913	22,331	965	21,366	53
	上島町	3,038	1,478	0	1,478	49
	松山市	42,937	18,854	93	18,761	44
	伊予市	19,444	11,501	121	11,380	59
	東温市	21,130	16,097	1,253	14,844	76
	松前町	2,041	0	0	0	0
	砥部町	10,159	7,160	184	6,976	70

- (注) 1 土地面積は国土交通省国土地理院「全国都道府県市町村別面積調（平成26年10月1日現在）」
 2 森林面積は森林法第2条で定義された森林の面積を記載する。
 3 国有林面積は平成24年3月31日現在の数値による。
 4 民有林面積は、地域森林計画の対象森林（森林法第5条第1項）に含まれない河川堤や畦畔等に付随する立木のある豆つぶ状（0.3ha以下）の森林及び境内地等を含めた全森林面積である。
 5 原数を四捨五入したものを計上しているため、集計値が一致しないものがある。

(2) 地況

ア 気候

北部の瀬戸内海に面した平坦部では、年平均気温は16℃前後、年間降水量は約1800mm程度と温暖で雨量もあまり多くない。

南部の山岳部では、標高が高いため冷涼であり、年間降水量も2500～3000mm程度と多い。

観測地	気 温 (°C)			年間降水量 (mm)	最高積雪量 (cm)	主風の方向	備 考
	最 高	最 低	年平均				
大三島	34.0	-4.3	14.5	1,272	-	北東	
玉川	-	-	-	1,667	-	-	
今治	36.7	-2.1	15.3	1,442	-	西北西	
松山	36.8	-1.8	16.4	1,418	-	東	
松山南吉田	35.4	-2.2	16.2	1,332	-	東南東	
上林	-	-	-	1,803	-	-	
中山	-	-	-	1,758	-	-	

- (注) 1 松山地方气象台発行 愛媛県の気象 (H26) による。
 2 気温の最高、最低は極値である。

イ 地勢

本計画区は、本県最大の道後平野等を含んでいるため、他の計画区に比べ森林率が55%と低くなっている。高縄半島の中央部には、東三方ヶ森(1,233m)、明神ヶ森(1,217m)、福見山(1,053m)、檜原山(1,041m)、高縄山(986m)等の連なる高縄半島があり、中央構造線を隔ててその南側に、石鎚連峰の西端に位置する皿ヶ峰(1,271m)、石墨山(1,456m)、青滝山(1,303m)、の北側山麓が広がっている。また、南西部には、障子山(885m)、明神山(634m)、壺神山(971m)、黒山(730m)、三郷の辻(932m)などからなる山地帯があり、上浮穴群及び喜多郡に接している。

これらの山地を源流とする河川には、今治市の頓田川、蒼社川、松山市の立岩川、松山市、東温市等を通る重信川、伊予市の大谷川、森川、上灘川等があり、その下流には、今治平野、北条平野、松山平野等の沖積平野が形成されている。

これらの河川の上流には、頓田川には朝倉ダム、蒼社川に玉川ダム、立岩川に立岩ダム、重信川の支流の石手川に石手川ダムがあり、流水を堰き止めた人工湖が造成されている。

島しょ部は山地および丘陵地が多いため、平野は少なく、河川も発達していないが、島しょ部の最高峰である大三島の鷲ヶ頭山(437m)下流には、鷲ヶ頭山から流れ出る台本川の上流に台ダムがある。

ウ 地質、土壌等

東温市及び勝山市久谷のほぼ中間を、東西に中央構造線が走り、それより北は領家帯、南は石鎚山第三紀系の安山岩地帯である。

領家帯は、東三方ヶ森から福見川を経て美津浜へ至る東西の線によって二分され、北側は花崗岩であり、南側は和泉層の砂岩である。また、東三方ヶ森から福見川を経て、松山市湯山にかけての帯状部分および島しょ部の一部にホルンフェンスが見られる。土壌については、高縄山地は、褐色森林土に広く覆われており、平野部島しょ部では、低地土壌や未熟土壌が分布している。

(3) 土地利用の状況

単位 面積：h a

区分	総数	森林	農地			その他		
			総数	うち田	うち畑	総数	うち宅地	
総数	140,662	77,421	18,057	7,991	10,070	45,184	10,489	
市町 村別 内訳	今治市	41,913	22,331	5,100	2,290	2,810	14,482	3,097
	上島町	3,038	1,478	280	8	272	1,280	145
	松山市	42,937	18,854	6,650	2,390	4,260	17,433	5,230
	伊予市	19,444	11,501	2,770	1,020	1,750	5,173	646
	東温市	21,130	16,097	1,460	1,290	174	3,573	551
	松前町	2,041	0	870	837	33	1,171	519
	砥部町	10,159	7,160	927	156	771	2,072	301

- (注) 1 土地面積は国土交通省国土地理院「全国都道府県市町村別面積調(平成26年10月1日現在)」
 2 森林面積は森林法第2条で定義された森林の面積を記載する。
 3 農地面積は、中国四国農政局愛媛統計事務所「愛媛農林水産統計年報平成24～25年」による。
 4 その他は、愛媛県統計協会発行「統計からみた市町のすがた平成26年」
 5 原数を四捨五入したものを計上しているため、集計値が一致しないものがある。

(4) 産業別生産額

単位 金額：百万円

区 分	総生産業	第 一 次 産 業				第二次 産 業	第三次 産 業	
		総 額	農 業	林 業	水産業			
総 数	2,677,594	33,709	25,191	790	7,727	563,527	2,080,358	
市	今治市	658,184	10,029	5,586	83	4,360	240,414	404,214
町	上島町	21,714	746	227	0	520	7,509	13,342
村	松山市	1,634,214	12,059	10,449	40	1,569	198,168	1,415,228
別	伊予市	117,242	5,747	4,275	241	1,231	38,889	71,978
内	東温市	124,452	1,893	1,685	208	0	43,395	78,496
記	松前町	82,204	1,216	1,170	0	46	25,784	54,763
	砥部町	54,013	2,019	1,799	218	1	9,368	42,337

(

- (注) 1 愛媛県企画情報部統計課「平成24年度愛媛県市町民所得統計」による。
2 原数を四捨五入したものを計上しているため、集計値が一致しないものがある。

(5) 産業別就業者数

単位 人数：人

区 分	総 数	第 一 次 産 業				第二次 産 業	第三次 産 業	分 類 不 能	
		計	農 業	林 業	水産業				
総 数	370,422	19,331	17,474	348	1,509	80,954	257,786	12,351	
市	今治市	73,907	4,752	4,006	55	691	23,598	44,236	1,321
町	上島町	3,251	305	212	0	93	1,296	1,646	4
村	松山市	234,364	8,087	7,539	158	390	42,280	174,203	9,794
別	伊予市	18,477	2,945	2,617	29	299	4,751	10,600	181
内	東温市	15,820	1,408	1,368	38	2	2,820	11,098	494
記	松前町	14,021	885	844	9	32	3,846	9,078	212
	砥部町	10,582	949	888	59	2	2,363	6,925	345

(注) 1 平成22年「国勢調査報告」による。

- 2 総数には、分類不能の産業が含まれているため、集計値は一致しない。

2 森林の現況

齢級別森林資源表

(1) 齢級別森林資源表

森林計画区： 119 今治松山

単位：面積：ha，材積：立木は1,000m³ 立竹は1,000束 成長量：1,000m³

区分		総数			1 齢級			2 齢級			3 齢級			4 齢級		
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数		2,615.85	629	16	9.70			2.71					26.10	2		
立木地	総数	総数	2,513.04	629	16	9.70			2.71				26.10	2		
		針	1,382.86	465	15	4.64							21.88	1		
		広	1,130.18	164	2	5.06			2.71				4.22			
	人工林	総数	総数	1,631.20	487	16	9.70			2.71				26.10	2	
			針	1,209.08	428	15	4.64						21.88	1		
			広	422.12	60	1	5.06			2.71			4.22			
		育成林	総数	1,608.76	477	15	9.70			2.71				24.18	1	
			針	1,188.34	418	14	4.64						19.96	1		
			広	420.42	59	1	5.06			2.71			4.22			
	育成林		(22.44)													
		総数	22.44	10									1.92			
		針	20.74	10								1.92				
	天然林	総数	総数	881.84	141	1										
			針	173.78	37											
			広	708.06	104	1										
育成林		総数														
		針														
		広														
育成林		総数	102.17	36												
		針	27.13	10												
		広	75.04	25												
天然生		総数	779.67	106												
		針	146.65	27												
		広	633.02	79												
竹林																
無立木地		102.81														

- (注) 1. 人工林及び天然林で点生木のための林分については、本表の集計には含まれていない。
 2. 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。
 3. () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

齡級別森林資源表

森林計画区： 119 今治松山

単位：面積：ha，材積：立木は1,000m3 立竹は1,000束 成長量：1,000m3

区分		5 齡級			6 齡級			7 齡級			8 齡級			9 齡級				
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量		
総数		69.77	8	1	172.80	32	2	188.21	46	3	113.50	33	2	210.10	63	2		
立木地	総数	総数	69.77	8	1	172.80	32	2	188.21	46	3	113.50	33	2	210.10	63	2	
		針	50.79	7	1	118.01	26	2	125.44	40	2	86.62	27	1	165.75	59	2	
		広	18.98	1		54.79	6		62.77	6		26.88	6		44.35	4		
	人工林	総数	総数	69.77	8	1	146.23	28	2	160.87	43	3	109.71	33	2	201.49	62	2
			針	50.79	7	1	117.80	26	2	122.86	39	2	86.52	27	1	165.75	59	2
			広	18.98	1		28.43	2		38.01	4		23.19	6		35.74	3	
		育成林	総数	55.80	7	1	139.68	26	2	160.87	43	3	109.71	33	2	201.49	62	2
			針	38.06	5	1	111.71	24	2	122.86	39	2	86.52	27	1	165.75	59	2
			広	17.74	1		27.97	2		38.01	4		23.19	6		35.74	3	
	育成林	総数	13.97	1		6.55	2											
		針	12.73	1		6.09	2											
		広	1.24			0.46												
	天然林	総数	総数			26.57	3		27.34	3		3.79			8.61	1		
			針			0.21			2.58			0.10						
			広			26.36	3		24.76	2		3.69			8.61	1		
育成林		総数																
		針																
		広																
天然生		総数				26.57	3		27.34	3		3.79			8.61	1		
		針				0.21			2.58			0.10						
		広				26.36	3		24.76	2		3.69			8.61	1		
竹林																		
無立木地																		

- (注) 1. 人工林及び天然林で点生木のための林分については、本表の集計には含まれていない。
 2. 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。
 3. () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

齡級別森林資源表

森林計画区： 119 今治松山

単位：面積：ha，材積：立木は1,000m³ 立竹は1,000束 成長量：1,000m³

区分		1 0 齡級			1 1 齡級			1 2 齡級			1 3 齡級			1 4 齡級				
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量											
総数		371.48	125	3	159.95	47	1	246.79	61	1	129.46	57	1	4.63	1			
立木地	総数	総数	371.48	125	3	159.95	47	1	246.79	61	1	129.46	57	1	4.63	1		
		針	248.64	98	3	75.55	38	1	148.51	54	1	109.74	53	1	2.32	1		
		広	122.84	27		84.40	9		98.28	7		19.72	4		2.31			
	人工林	総数	総数	333.94	122	3	117.34	44	1	234.32	60	1	126.24	57	1	4.63	1	
			針	248.59	98	3	74.28	38	1	147.19	53	1	109.10	53	1	2.32	1	
			広	85.35	24		43.06	6		87.13	6		17.14	4		2.31		
		育成林	総数	333.94	122	3	117.34	44	1	234.32	60	1	126.24	53	1	4.63	1	
			針	248.59	98	3	74.28	38	1	147.19	53	1	109.10	49	1	2.32	1	
			広	85.35	24		43.06	6		87.13	6		17.14	3		2.31		
	育成林	総数										(6.87)						
		針											4					
		広											4					
天然林	総数	総数	37.54	3		42.61	4		12.47	1		3.22						
		針	0.05			1.27			1.32			0.64						
		広	37.49	3		41.34	3		11.15	1		2.58						
	育成林	総数																
		針																
		広																
	天然生	総数	37.54	3		42.61	4		12.47	1		3.22						
		針	0.05			1.27			1.32			0.64						
		広	37.49	3		41.34	3		11.15	1		2.58						
竹林																		
無立木地																		

- (注) 1. 人工林及び天然林で点生木のための林分については、本表の集計には含まれていない。
 2. 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。
 3. () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

齡級別森林資源表

森林計画区： 119 今治松山

単位：面積：ha，材積：立木は1,000m³ 立竹は1,000束 成長量：1,000m³

区分		1 5 齡級			1 6 齡級			1 7 齡級			1 8 齡級			1 9 齡級				
		面積	材積	成長量														
総数		19.10	2		64.11	32		75.77	14		34.25	7		28.69	2			
立木地	総数	総数	19.10	2		64.11	32		75.77	14		34.25	7		28.69	2		
		針	7.13	1		17.80	10		16.67	7		19.42	4		4.48			
		広	11.97	1		46.31	22		59.10	7		14.83	2		24.21	1		
	人工林	総数	総数	3.37		2.60	2		13.46	6		17.49	5		0.15			
			針	1.06		1.62	1		11.59	6		14.39	4		0.15			
			広	2.31		0.98			1.87	1		3.10	1					
		育成林	総数	3.37		2.60	1		13.46	6		17.49	5		0.15			
			針	1.06		1.62	1		11.59	5		14.39	4		0.15			
			広	2.31		0.98			1.87	1		3.10	1					
	育成林	総数			(5.79)			(3.23)										
		針				1			1									
		広																
	天然林	総数	総数	15.73	2		61.51	30		62.31	8		16.76	2		28.54	2	
			針	6.07	1		16.18	9		5.08	1		5.03	1		4.33		
			広	9.66	1		45.33	21		57.23	7		11.73	1		24.21	1	
育成林		総数																
		針																
		広																
育成林		総数			53.62	29		18.36	3		11.32	1		8.39	1			
		針			15.49	9		3.60	1		3.64			1.74				
		広			38.13	21		14.76	2		7.68	1		6.65	1			
天然生		総数	15.73	2		7.89		43.95	5		5.44	1		20.15	1			
		針	6.07	1		0.69		1.48			1.39			2.59				
		広	9.66	1		7.20		42.47	5		4.05			17.56				
竹林																		
無立木地																		

- (注) 1. 人工林及び天然林で点生木のための林分については、本表の集計には含まれていない。
 2. 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。
 3. () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

齡級別森林資源表

森林計画区：119 今治松山

単位：面積：ha, 材積：立木は1,000m³ 立竹は1,000束 成長量：1,000m³

区分		20 齡級			21 齡級以上			
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	
総数		23.20	10		562.72	88		
立木地	総数	総数	23.20	10	562.72	88		
		針	20.42	10	139.05	28		
		広	2.78		423.67	60		
	人工林	総数	総数	23.20	10	27.88	4	
			針	20.42	10	8.13	4	
			広	2.78		19.75	1	
		育成林	総数	23.20	10	27.88	3	
			針	20.42	10	8.13	2	
			広	2.78		19.75		
	育成林	総数			(6.55)			
		針						
		広						
	天然林	総数	総数			534.84	84	
			針			130.92	25	
			広			403.92	59	
育成林		総数						
		針						
		広						
育成林		総数			10.48	2		
		針			2.66			
		広			7.82	1		
天然生		総数			524.36	83		
		針			128.26	24		
		広			396.10	58		
竹林								
無立木地								

- (注) 1. 人工林及び天然林で点生木のための林分については、本表の集計には含まれていない。
 2. 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。
 3. () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

(2)制限林普通林別森林資源表

制限林普通林森林資源表

森林計画区：119 今治松山

(面積：h a, 材積：m³、成長量：m³/年)

区分			立木地						無立木地等					計		
			人工林			天然林			竹林	計	伐採跡地	未立木地	改植 予定地		林地以外の 土地	計
			育成単層林	育成複層林	計	育成単層林	育成複層林	天然生林								
制限林	面積	針	1,130.73	14.65	1,145.38	27.13	139.64	166.77		1,312.15						
		広	292.44	1.24	293.68	75.04	574.50	649.54		943.22						
		計	1,423.17	15.89	1,439.06	102.17	714.14	816.31		2,255.37				60.64	60.64	2,316.01
	材積	針	397,717	6,411	404,128	10,261	25,929	36,190		440,318						440,318
		広	53,381	302	53,683	25,345	76,811	102,156		155,839						155,839
		計	451,098	6,713	457,811	35,606	102,740	138,346		596,157						596,157
	成長量	針	13,251.6	245.8	13,497.4	47.5	40.7	88.2		13,585.6						13,585.6
		広	1,043.6	8.0	1,051.6	117.4	372.0	489.4		1,541.0						1,541.0
		計	14,295.2	253.8	14,549.0	164.9	412.7	577.6		15,126.6						15,126.6
普通林	面積	針	57.61	6.09	63.70		7.01	7.01		70.71						
		広	127.98	0.46	128.44		58.52	58.52		186.96						
		計	185.59	6.55	192.14		65.53	65.53		257.67				42.17	42.17	299.84
	材積	針	19,942	3,550	23,492		772	772		24,264						24,264
		広	6,022	72	6,094		2,188	2,188		8,282						8,282
		計	25,964	3,622	29,586		2,960	2,960		32,546						32,546
	成長量	針	798.6	213.6	1,012.2		19.1	19.1		1,031.3						1,031.3
		広	96.5	2.5	99.0		40.2	40.2		139.2						139.2
		計	895.1	216.1	1,111.2		59.3	59.3		1,170.5						1,170.5
計	面積	針	1,188.34	20.74	1,209.08	27.13	146.65	173.78		1,382.86						
		広	420.42	1.70	422.12	75.04	633.02	708.06		1,130.18						
		計	1,608.76	22.44	1,631.20	102.17	779.67	881.84		2,513.04				102.81	102.81	2,615.85
	材積	針	417,659	9,961	427,620	10,261	26,701	36,962		464,582						464,582
		広	59,403	374	59,777	25,345	78,999	104,344		164,121						164,121
		計	477,062	10,335	487,397	35,606	105,700	141,306		628,703						628,703
	成長量	針	14,050.2	459.4	14,509.6	47.5	59.8	107.3		14,616.9						14,616.9
		広	1,140.1	10.5	1,150.6	117.4	412.2	529.6		1,680.2						1,680.2
		計	15,190.3	469.9	15,660.2	164.9	472.0	636.9		16,297.1						16,297.1

注1 人工林及び天然林で点生木のみ林分の面積については、本表の集計には含まれていない。

注2 竹林の集計値については、立木地の計欄及び立木地と無立木地等の合計欄には含まれていない。

(3)市町村別森林資源表

市町村別森林資源表

森林計画区：119 今治松山

(面積：h a, 材積：m³、成長量：m³/年)

市町村	区分	立木地							無立木地等					計					
		人工林			天然林				竹林	計	伐採跡地	未立木地	改植 予定地		林地以外の 土地	計			
		育成単層林	育成複層林	計	育成単層林	育成複層林	天然生林	計											
松山市	面積	針	68.76		68.76					68.76									
		広	0.27		0.27					0.27									
		計	69.03		69.03					69.03					23.98	23.98		93.01	
	材積	針	20,660		20,660					20,660									20,660
		広	30		30					30									30
		計	20,690		20,690					20,690									20,690
	成長量	針	357.2		357.2					357.2									357.2
		広	0.3		0.3					0.3									0.3
		計	357.5		357.5					357.5									357.5
今治市	面積	針	469.26	14.65	483.91		20.89	16.54	37.43	521.34									
		広	218.72	1.24	219.96		49.01	145.21	194.22	414.18									
		計	687.98	15.89	703.87		69.90	161.75	231.65	935.52					29.31	29.31		964.83	
	材積	針	138,045	6,411	144,456		9,396	2,046	11,442	155,898									155,898
		広	30,378	302	30,680		22,032	15,431	37,463	68,143									68,143
		計	168,423	6,713	175,136		31,428	17,477	48,905	224,041									224,041
	成長量	針	5,805.4	245.8	6,051.2		45.2	4.7	49.9	6,101.1									6,101.1
		広	540.1	8.0	548.1		106.6	183.7	290.3	838.4									838.4
		計	6,345.5	253.8	6,599.3		151.8	188.4	340.2	6,939.5									6,939.5
伊予市	面積	針	21.60		21.60			6.31	6.31	27.91									
		広	37.45		37.45			44.06	44.06	81.51									
		計	59.05		59.05			50.37	50.37	109.42					11.80	11.80		121.22	
	材積	針	8,441		8,441			800	800	9,241									9,241
		広	2,046		2,046			2,487	2,487	4,533									4,533
		計	10,487		10,487			3,287	3,287	13,774									13,774
	成長量	針	215.4		215.4			21.1	21.1	236.5									236.5
		広	36.6		36.6			45.5	45.5	82.1									82.1
		計	252.0		252.0			66.6	66.6	318.6									318.6
東温市	面積	針	568.76		568.76		6.24	121.92	128.16	696.92									
		広	108.66		108.66		26.03	391.82	417.85	526.51									
		計	677.42		677.42		32.27	513.74	546.01	1,223.43					29.17	29.17		1,252.60	
	材積	針	232,547		232,547			865	23,498	24,363	256,910								256,910
		広	20,663		20,663			3,313	57,200	60,513	81,176								81,176
		計	253,210		253,210			4,178	80,698	84,876	338,086								338,086
	成長量	針	6,871.6		6,871.6			2.3	30.0	32.3	6,903.9								6,903.9
		広	389.6		389.6			10.8	133.9	144.7	534.3								534.3
		計	7,261.2		7,261.2			13.1	163.9	177.0	7,438.2								7,438.2
砥部町	面積	針	59.96	6.09	66.05			1.88	1.88	67.93									
		広	55.32	0.46	55.78			51.93	51.93	107.71									
		計	115.28	6.55	121.83			53.81	53.81	175.64					8.55	8.55		184.19	
	材積	針	17,966	3,550	21,516			357	357	21,873									21,873
		広	6,286	72	6,358			3,881	3,881	10,239									10,239
		計	24,252	3,622	27,874			4,238	4,238	32,112									32,112
	成長量	針	800.6	213.6	1,014.2			4.0	4.0	1,018.2									1,018.2
		広	173.5	2.5	176.0			49.1	49.1	225.1									225.1
		計	974.1	216.1	1,190.2			53.1	53.1	1,243.3									1,243.3

注1 人工林及び天然林で点生木のみ林分の面積については、本表の集計には含まれていない。

注2 複層林は下層木のみを対象とする。

市町村別森林資源表

森林計画区：119 今治松山

(面積：h a、材積：m³、成長量：m³/年)

市町村	区分	立木地							無立木地等					計			
		人工林			天然林				竹林	計	伐採跡地	未立木地	改植 予定地		林地以外の 土地	計	
		育成単層林	育成複層林	計	育成単層林	育成複層林	天然生林	計									
森林計画計	面積	針	1,188.34	20.74	1,209.08		27.13	146.65	173.78		1,382.86						
		広	420.42	1.70	422.12		75.04	633.02	708.06		1,130.18						
		計	1,608.76	22.44	1,631.20		102.17	779.67	881.84		2,513.04				102.81	102.81	2,615.85
	材積	針	417,659	9,961	427,620		10,261	26,701	36,962		464,582						464,582
		広	59,403	374	59,777		25,345	78,999	104,344		164,121						164,121
		計	477,062	10,335	487,397		35,606	105,700	141,306		628,703						628,703
	成長量	針	14,050.2	459.4	14,509.6		47.5	59.8	107.3		14,616.9						14,616.9
		広	1,140.1	10.5	1,150.6		117.4	412.2	529.6		1,680.2						1,680.2
		計	15,190.3	469.9	15,660.2		164.9	472.0	636.9		16,297.1						16,297.1

注1 人工林及び天然林で点生木のみ林分の面積については、本表の集計には含まれていない。

注2 複層林は下層木のみを対象とする。

(4) 制限林の種類別面積

制限林の種類別面積

平成28年1月15日 1頁
(単位 : ha)

森林計画区 : 119 今治松山

区分	市町村						合計		
	松山市	今治市	伊予市	東温市	砥部町				
保安林	水源かん養保安林	8.25	834.76	21.85	813.30	114.48	1,792.64		
	土砂流出防備保安林	84.76	4.48		430.28	0.49	520.01		
	土砂崩壊防備保安林								
	飛砂防備保安林								
	防風保安林								
	水害防備保安林								
	潮害防備保安林								
	干害防備保安林								
	防雪保安林								
	防霧保安林								
	なだれ防止保安林								
	落石防止保安林								
	防火保安林								
	魚つき保安林								
	航行目標保安林								
保健保安林									
風致保安林									
計	93.01	839.24	21.85	1,243.58	114.97	2,312.65			
保安施設地区									
砂防指定地									
国立公園	特別保護地区								
	第一種特別地域								
	第二種特別地域								
	第三種特別地域								
	地種区分未定地域								
計									
国定公園	特別保護地区								
	第一種特別地域								
	第二種特別地域								
	第三種特別地域								
	地種区分未定地域								
計									
都道府県立自然公園	第一種特別地域								
	第二種特別地域	(21.77)	1.38		(70.49)	0.36	(92.26)		
	第三種特別地域								
	地種区分未定地域								
計	(21.77)	1.38		(70.49)	0.36	(92.26)			
原生自然環境保全地域									
自然環境保全地域特別地区									
都道府県自然環境保全地域特別地区									
鳥獣保護区特別保護地区									
緑地保全地区									
風致地区									
特別母樹林									
史跡名勝天然記念物		1.62				1.62			
種の保存法による管理地区									
その他									
合計	93.01	(21.77)	842.24	21.85	(70.49)	1,243.94	114.97	(92.26)	2,316.01

(5) 樹種別材積表

単位 材積：m³

林種／樹種	総数	スギ	ヒノキ	モミ	アカマツ	クロマツ	ツガ類	その他針
総数	628,703	189,710	246,294	4,159	6,214	2,421	15,555	229
人工林	487,397	186,920	236,388	3	2,401	1,908		
天然林	141,306	2,790	9,906	4,156	3,813	513	15,555	229

針葉樹計	ブナ	クスギ	ナラ類	カシ類	カンバ類	カエデ類	その他広	広葉樹計
464,582	12,375	174	4,507		1,921	1,618	143,526	164,121
427,620	27	174					59,576	59,777
36,962	12,348		4,507		1,921	1,618	83,950	104,344

(6) 荒廃地等の面積

単位 面積：h a

区分		荒廃地	荒廃危険地
総数		12.07	0.87
市町別 内訳	松山市	0.00	0.00
	今治市	7.16	0.84
	伊予市	0.04	0.00
	東温市	4.52	0.02
	砥部町	0.35	0.01

(7) 森林の被害

該当なし

(8) 防火線等の整備状況

該当なし

3 林業の動向

(1) 森林組合及び生産森林組合の現況

ア 構成

森林組合

単位 員数：人 金額：千円 面積：h a

市町村	組合名	組合員数	常勤役員数	出資金総額	組合員所有 (又は組合経営) 森林面積	備考
総数	4組合	8,927	34	395,882	51,699	
森林組合	今治市	越智今治森林組合	2,467	8	62,156	13,100
	松山市・東温市	松山流域森林組合	2,787	15	217,430	23,944
	伊予市	伊予森林組合	3,095	7	93,156	9,387
	砥部町	砥部町森林組合	578	4	23,140	5,268

(注) 1 常勤役員は、常勤理事、職員の合計である。

2 平成26年度森林組合一斉調査による。

生産森林組合

単位 員数：人 金額：千円 面積：h a

市町村	組合名	組合員数	常勤役員	出資金総額	組合員所有 (又は組合経営) 森林面積	備考
総数	54組合	50	—	62,654	258	
生産森林	今治市	五葉山古国分部分林	—	—	—	—
	今治市	浅地	—	—	—	—
	今治市	小寺	—	—	—	54
	今治市	龍岡	8	—	34	52
	今治市	向側	5	—	—	23
	今治市	種	12	—	6,000	36
	松山市	坂本	18	—	56,140	89
	松山市	奥組山	—	—	—	—
	松山市	鈴ヶ谷	—	—	—	—
	松山市	七屋敷	—	—	—	—
	松山市	土橋	—	—	—	—
	松山市	中組柚ノ木	—	—	—	—
	松山市	天狗鼻山	—	—	—	—
	松山市	中組鈴ヶ谷	—	—	—	—
	松山市	桜	—	—	—	—
	松山市	窪野本組	—	—	—	—
	松山市	窪野中組	—	—	—	—
	松山市	引地上	7	—	480	4
	松山市	引地下	—	—	—	—
	松山市	窪野	—	—	—	—
松山市	北谷	—	—	—	—	
松山市	立岩	—	—	—	—	
東温市	河之内音田山	—	—	—	—	

林	東温市	三軒屋	—	—	—	—
	東温市	檜皮	—	—	—	—
	東温市	添谷	—	—	—	—
	東温市	音田	—	—	—	—
	東温市	川筋	—	—	—	—
	東温市	即之内	—	—	—	—
	東温市	前松瀬川山	—	—	—	—
	東温市	浦山	—	—	—	—
	東温市	奥松瀬川	—	—	—	—
	東温市	狩場	—	—	—	—
	東温市	保免山	—	—	—	—
	東温市	和田丸山	—	—	—	—
組	東温市	徳吉山	—	—	—	—
	東温市	永野	—	—	—	—
	東温市	志津川	—	—	—	—
	東温市	横河原	—	—	—	—
	東温市	西岡	—	—	—	—
	東温市	大畑	—	—	—	—
	東温市	上林	—	—	—	—
	東温市	鍵山	—	—	—	—
	東温市	善神山	—	—	—	—
	東温市	上ヶ成山	—	—	—	—
合	東温市	藤之内	—	—	—	—
	東温市	別府	—	—	—	—
	東温市	明立	—	—	—	—
	東温市	下林上組	—	—	—	—
	東温市	宮ノ段	—	—	—	—
	東温市	上村	—	—	—	—
	伊予市	大谷国有林保護	—	—	—	—
	伊予市	本村	—	—	—	—
	砥部町	七折	—	—	—	—

(注) 平成26年度森林組合一斉調査による。

イ 事業内容及び活動報告等

森林組合（その他1）

区 分	販 売 事 業						
	木 材（・）				しいたけ（kg）		
	一般用材	パルプ	その他	計	乾しいたけ	生しいたけ	計
越智今治森林組合	2,219	0	0	2,219	0	0	0
松山流域森林組合	197	60	0	257	1,697	0	1,697
伊予森林組合	1,276	0	0	1,276	16,431	0	16,431
砥部町森林組合	0	0	0	0	6,954	0	6,954

森林組合（その他2）

区 分	林 産 事 業				購買事業	養苗事業
	木 材（・）				山行苗木 （千本）	山行苗木 （千本）
	一般用材	パルプ	その他	計		
越智今治森林組合	681	0	0	681	13	0
松山流域森林組合	2,484	0	0	2,484	41	0
伊予森林組合	6,680	0	0	6,680	44	8
砥部町森林組合	9,243	0	0	9,243	12	0

（注）平成26年度森林組合一斉調査による。

生産森林組合の事業内容及び活動状況等

単位 面積：h a

区 分								
	所有林	分収林等	その他	合 計	人工林	天然林	その他	合 計
総 数	205	134	0	339	266	70	3	339
生 森	五葉山古国分部分林	—	—	—	—	—	—	—
	浅地	0	54	0	54	32	22	0
	小寺	0	50	0	50	48	0	2
	龍岡	23	0	0	23	0	0	0
	向側	26	10	0	36	16	0	0
	種	6	20	0	89	88	0	0
	坂本	—	—	—	—	—	—	—
	奥組山	—	—	—	—	—	—	—
	鈴ヶ谷	—	—	—	—	—	—	—
	七屋敷	—	—	—	—	—	—	—
	土橋	—	—	—	—	—	—	—
	中組柚ノ木	—	—	—	—	—	—	—
	天狗鼻山	—	—	—	—	—	—	—
	中組鈴ヶ谷	—	—	—	—	—	—	—
桜	—	—	—	—	—	—	—	
窪野本組	12	0	0	12	11	1	0	
窪野中組	2	0	0	2	2	0	0	

組	引地上	4	0	0	4	4	0	0	4
	引地下	3	0	0	3	3	0	0	3
合	窪野	—	—	—	—	—	—	—	—
	北谷	—	—	—	—	—	—	—	—
	立岩	—	—	—	—	—	—	—	—
	河之内音田山	—	—	—	—	—	—	—	—
	三軒屋	—	—	—	—	—	—	—	—
	檜皮	—	—	—	—	—	—	—	—
	添谷	—	—	—	—	—	—	—	—
	音田	—	—	—	—	—	—	—	—
	川筋	—	—	—	—	—	—	—	—
	即之内	—	—	—	—	—	—	—	—
	前松瀬川山	—	—	—	—	—	—	—	—
	浦山	—	—	—	—	—	—	—	—
	奥松瀬川	—	—	—	—	—	—	—	—
	狩場	—	—	—	—	—	—	—	—
	保免山	—	—	—	—	—	—	—	—
	和田丸山	37	0	0	37	36	0	1	37
	徳吉山	—	—	—	—	—	—	—	—
	永野	—	—	—	—	—	—	—	—
	志津川	—	—	—	—	—	—	—	—
	横河原	4	0	0	4	3	1	0	4
	西岡	—	—	—	—	—	—	—	—
	大畑	—	—	—	—	—	—	—	—
	上林	—	—	—	—	—	—	—	—
	鍵山	—	—	—	—	—	—	—	—
	善神山	—	—	—	—	—	—	—	—
	上ヶ成山	—	—	—	—	—	—	—	—
	藤之内	—	—	—	—	—	—	—	—
別府	—	—	—	—	—	—	—	—	
明立	—	—	—	—	—	—	—	—	
下林上組	—	—	—	—	—	—	—	—	
宮ノ段	—	—	—	—	—	—	—	—	
上村	—	—	—	—	—	—	—	—	
大谷国有林保護	—	—	—	—	—	—	—	—	
本村	25	0	0	25	23	2	0	25	
七折	—	—	—	—	—	—	—	—	

(注) 平成26年度森林組合一斉調査による。

(2) 林業事業体等の現況

単位：事業体

区 分	造林業	素材生産業 (請負)	素材生産業 (立木買い)	素材市場 市場	木材・木製品 製造業	備考
総 数	123	16	4	2	31	
市	今治市	7	1	0	1	5
	上島町	0	0	0	0	0
村	松山市	23	3	1	1	16
	伊予市	59	6	1	0	7
内 訳	東温市	11	1	1	0	2
	松前町	0	0	0	0	0
	砥部町	23	5	1	0	1

- (注) 1 2010農林業センサス結果報告書(平成22年2月)、愛媛県農林水産部林業政策課調べ、「平成24年工業統計調査」による。
- 2 造林業は、過去5年間に保有山林で林業作業を行った経営体の作業別経営体数のうち植林を行った経営体数である。
- 3 素材生産業(請負)および素材生産業(立木買い)は、受託もしくは立木買いによる素材生産の経営体数である。
- 4 素材市売市場は、愛媛県農林水産部林業政策課調べによる。
- 5 木材・木製品製造業は、愛媛県企画情報部統計課「平成25年工業統計調査」による。

(3) 林業労働力の概況

単位 人数：人

区 分	平成17年度末			平成22年度末			増 減			
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
総 数	1,405	312	1,717	757	38	795	-648	-274	-922	
市	今治市	182	28	210	163	2	165	-19	-26	-45
	上島町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
村	松山市	407	103	510	150	8	158	-257	-95	-352
	伊予市	258	90	348	195	16	211	-63	-74	-137
内 訳	東温市	366	43	409	152	9	161	-214	-34	-248
	松前町	13	4	17	8	0	8	-5	-4	-9
	砥部町	179	44	223	89	3	92	-90	-41	-131

(注) 愛媛県企画情報部統計課「愛媛の農林業」2010年農林業センサス結果報告書(平成22年2月)による。

(4) 林業機械化の概況

従来型林業機械の導入状況

単位 台数

区 分	集材機	小型運搬車	クレーン類	ショベル系 掘削機械	動力枝打機	合 計
総 数	27	65	18	16	15	141
市						
町						
村						
別						
内						
訳						
今治市	2	15	1	5	1	24
上島町	0	0	0	0	0	0
松山市	5	10	2	4	3	24
伊予市	7	12	5	2	3	29
東温市	8	13	5	2	4	32
松前町	0	0	0	0	0	0
砥部町	5	15	5	3	4	32

(注) 愛媛県農林水産部林業政策課調べによる (平成25年度)。

高性能林業機械の導入状況

単位 台数

区 分	プロセッサ	ハーベスタ	フォワーダ	クレーナ	スリングヤーク	合 計
総 数	4	5	13	0	0	22
市						
町						
村						
別						
内						
訳						
今治市	1	1	2	0	0	4
上島町	0	0	0	0	0	0
松山市	2	0	5	0	0	7
伊予市	1	0	1	0	0	2
東温市	0	2	4	0	0	6
松前町	0	0	0	0	0	0
砥部町	0	2	1	0	0	3

(注) 愛媛県農林水産部林業政策課調べによる (平成25年度)。

(5) 作業路網等の整備の概況

ア 国有林林道開設の推移

単位 延長：km

区 分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
林 道	—	—	—	—	0.1

(注) 平成27年度は見込量による。

イ 国有林林道の現況

単位 路線数：本、延長：km

区 分	路 線 数	延 長
林 道	7	37.8

(注) 四国森林管理局林道現況表 (平成27年度3月31日現在) による。

ウ 国有林森林作業道開設の推移

単位 延長：km

区 分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
森林作業道	—	—	1.6	—	—

(注) 1 四国森林管理局作業道台帳による。

2 平成27年度は見込量による。

エ 国有林森林作業道の現況 単位 延長：k m

区 分	延 長
森林作業道	2.5

(注) 四国森林管理局作業道台帳集計(平成27年度3月31日現在)による。

4 前期計画の実行状況

(1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積：m³ 実行歩合：%

区 分	伐 採 立 木 材 積								
	計 画			実 行			実 行 歩 合		
	主 伐	間 伐	総 数	主 伐	間 伐	総 数	主 伐	間 伐	総 数
総 数	40,400	84,600	125,000	810	20,992	21,802	2	25	17
針葉樹	38,200	84,600	122,800	804	20,992	21,796	2	25	18
広葉樹	2,200	-	2,200	6	-	6	0	-	0

(注) 1 前計画の前半5ヶ年分に対応する計画量と実行量とする。

2 本計画の樹立年度の実行量については見込量とする。

(2) 間伐面積

単位 面積：h a 実行歩合：%

計 画	実 行	実 行 歩 合
-	377	-

(注) (1) の (注) に同じ。

(3) 人工造林・天然更新別面積

単位 面積：h a 実行歩合：%

総 数			人 工 造 林			天 然 更 新		
計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
83	11	38	59	11	38	24	-	-

(注) (1) の (注) に同じ。

(4) 林道の開設及び拡張の数量

単位 延長：k m 実行歩合：%

区 分	開 設 延 長			拡 張 箇 所 数		
	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
基幹路網	2,500	0	0	6	4	67
うち森林作業道	0	0	0	6	4	67

(注) 1 (1) の (注) に同じ。

2 基幹林道とは、広域の利用区域面積(おおむね1,000 h a以上)を対象とする林道をいう。

(5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画

ア 保安林の種類別の面積

単位 面積：h a 実行歩合：%

種 類	指 定			解 除		
	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
水源かん養	0	0	—	0	4	—
土砂流出増備	0	0	—	0	0	—
	0	0	—	0	0	—

(注) 1 (1) の (注) に同じ。

イ 保安施設地区の面積

該当なし

ウ 治山事業の数量

単位 面積：h a 実行歩合：%

種 類	面 積		
	計 画	実 行	実 行 歩 合
保全施設	7ヶ所	3ヶ所	43

(注) 1 (1) の (注) に同じ。

5 林地の異動状況 (森林計画の対象森林)

(1) 森林より森林以外への異動

単位 面積：h a

農用地	ゴルフ場等 レジャー施設用地	住宅・別荘・工場等 建物敷地及びその附帯地	採石採土地	その他	合 計
—	—	—	—	—	—

(注) 1 前計画の前半5ヶ年に対応する異動面積。

2 農用地は田、畑、樹園地とする。

(2) 森林以外より森林への異動

単位 面積：h a

原 野	農 用 地	そ の 他	合 計
—	—	—	—

(注) 前計画の前半5ヶ年に対応する異動面積。

6 森林資源の推移

(1) 分期別伐採立木材積等

単位 面積：h a 材積：1,000m³ 延長：k m

分 期		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	
伐 採 立 木 材 積	総 数	総 数	28	25	35	35	35	35	35	38
		針葉樹	23	21	29	28	28	28	28	31
		広葉樹	5	4	7	6	7	7	7	8
	主 伐	総 数	24	20	33	32	33	34	34	38
		針葉樹	19	16	26	26	26	27	28	30
		広葉樹	5	4	7	6	7	7	7	8
	間 伐	総 数	4	4	3	2	2	1	1	1
		針葉樹	4	4	3	2	2	1	1	1
		広葉樹	0	0	0	0	0	0	0	0
造 林 面 積	総 数	60	56	59	60	61	69	75	77	
	人工造林	48	45	47	48	49	55	60	62	
	天然更新	12	11	12	12	12	14	15	15	
林道開設延長						1.0	1.0	1.0	1.0	

(注) 森林計画樹立の翌年度から5年間を第I分期、次の5年間を第II分期、以下同様とし、最終の分期を第VIII分期とする。

(2) 分期別期首資源表

単位 面積：h a 材積：m³

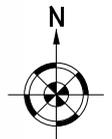
区 分		面 積											材 積	
		総 数 齢 級	1・2 齢 級	3・4 齢 級	5・6 齢 級	7・8 齢 級	9・10 齢 級	11・12 齢 級	13・14 齢 級	15・16 齢 級	17・18 齢 級	19・20 齢 級		21齢級 以上
第 I 期	総 数	2,512	13	26	243	302	581	406	134	83	109	52	563	628
	人 総 数	1,630	13	26	217	271	535	351	131	6	30	23	28	487
	工 育成単層林	1,608	13	24	196	271	535	351	131	6	30	23	28	477
	分 育成複層林	22	0	2	21	0	0	0	0	0	0	0	0	10
	天 総 数	882	0	0	27	31	46	55	3	77	79	29	535	141
	然 育成複層林	102	0	0	0	0	0	0	0	54	30	8	10	36
林 天然生林	780	0	0	27	31	46	5	3	24	49	20	524	106	
第 III 期	総 数	2,455	136	13	26	243	302	504	326	102	81	109	612	735
	人 総 数	1,573	136	13	26	217	271	458	271	99	4	30	49	588
	工 育成単層林	1,551	136	13	24	196	271	458	271	99	4	30	49	574
	分 育成複層林	22	0	0	2	21	0	0	0	0	0	0	0	14
	天 総 数	882	0	0	0	27	31	46	55	3	77	79	563	147
	然 育成複層林	102	0	0	0	0	0	0	0	0	54	30	19	38
林 天然生林	780	0	0	0	27	31	46	55	3	24	49	544	109	
第 V 期	総 数	2,431	141	116	13	26	243	267	444	296	92	81	711	746
	人 総 数	1,549	141	116	13	26	217	236	398	241	89	4	69	594
	工 育成単層林	1,527	141	116	13	24	196	236	398	241	89	4	69	579
	分 育成複層林	22	0	0	0	2	21	0	0	0	0	0	0	16
	天 総 数	882	0	0	0	0	27	31	46	55	3	77	642	152
	然 育成複層林	102	0	0	0	0	0	0	0	0	0	54	49	40
林 天然生林	780	0	0	0	0	27	31	46	55	3	24	594	112	
第 VII 期	総 数	2,423	159	119	116	13	26	218	227	394	281	92	778	747
	人 総 数	1,541	159	119	116	13	26	192	196	348	226	89	58	592
	工 育成単層林	1,519	159	119	116	13	24	171	196	348	226	89	58	575
	分 育成複層林	22	0	0	0	0	2	21	0	0	0	0	0	17
	天 総 数	882	0	0	0	0	0	27	31	46	55	3	720	155
	然 育成複層林	102	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	102	40
林 天然生林	780	0	0	0	0	0	27	31	46	55	3	617	115	
第 IX 期	総 数	2,423	183	130	119	116	13	16	178	202	349	261	856	739
	人 総 数	1,541	183	130	119	116	13	16	152	171	303	206	133	582
	工 育成単層林	1,519	183	130	119	116	13	14	131	171	303	206	133	564
	分 育成複層林	22	0	0	0	0	0	2	21	0	0	0	0	18
	天 総 数	882	0	0	0	0	0	0	27	31	46	55	723	157
	然 育成複層林	102	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	102	40
林 天然生林	780	0	0	0	0	0	0	27	31	46	55	621	117	

(注) 1 1 齢級を5年とし、アラビア数字を用い1年生から05年生までを1 齢級、6年生から10年生までを2 齢級とし、以下順次3、4 齢級とする。

2 1、2 齢級の面積は、更新を予定している「無立木地」の面積を含む。

地域別森林計画
 H28.4.1～H38.3.31
 (今治松山森林計画区)
 林業専用道開設位置図

対図①



S=1:20,000

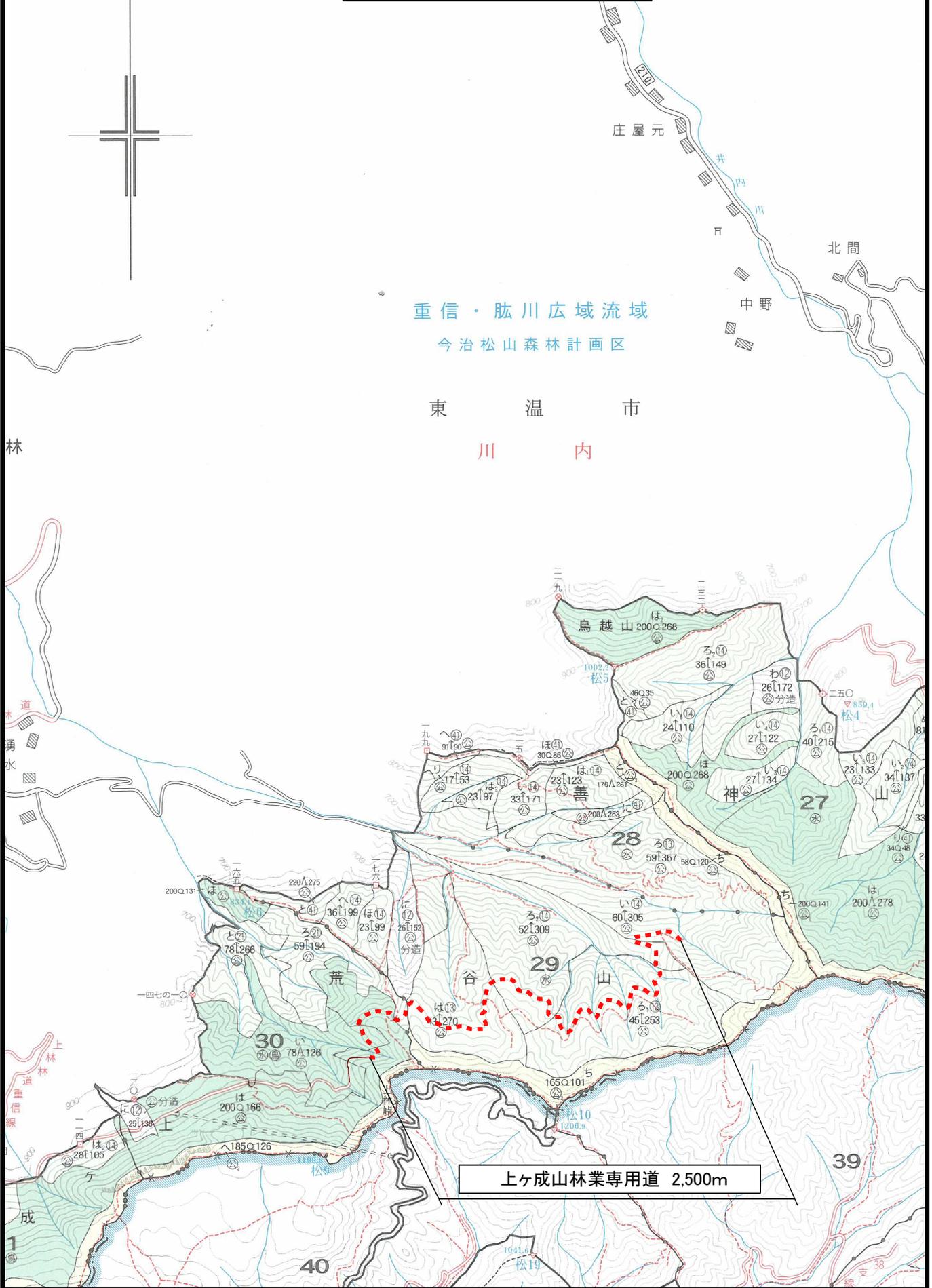
重信・肱川広域流域

今治松山森林計画区

東 温 市

川 内

林



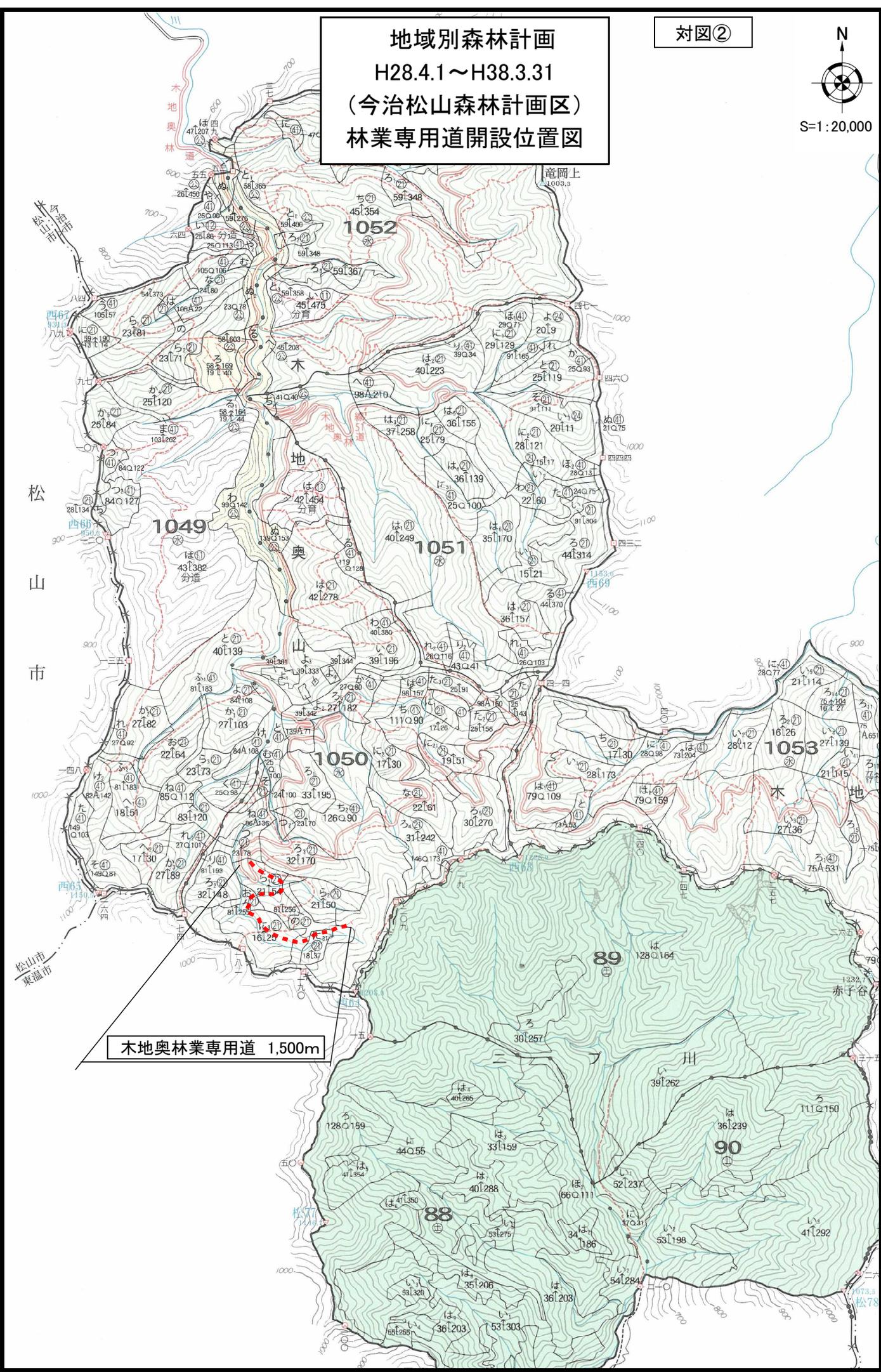
上ヶ成山林業専用道 2,500m

地域別森林計画
H28.4.1~H38.3.31
(今治松山森林計画区)
林業専用道開設位置図

対図②



S=1:20,000



木地奥林業専用道 1,500m